



## ○本説明会の主な内容：

- 認証評価の概要

資料01「高等専門学校機関別認証評価 実施大綱」

- 認証評価における自己評価の方法等

資料02「高等専門学校機関別認証評価 自己評価実施要項」

※参考資料「自己評価書 別紙様式」

- その他

※認証評価に関する検証結果報告 抜粋

※認証評価に関連する省令改正等

1<sup>1</sup>



1

(平成29年度実施分)

# 大学改革支援・学位授与機構が実施する 高等専門学校機関別認証評価について (「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」)

(高等専門学校機関別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構



## 認証評価とは：

### 学校教育法第109条で定める評価制度

(学校教育法第109条は評価実施手引書25ページに抄録)

#### (1) 自己点検・評価の実施とその結果公表の義務

第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、**文部科学大臣の定めるところにより**、当該大学の**教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備**（次項において「教育研究等」という。）の状況について**自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

（「内部質保証」を義務付け）

3



#### (2) 文部科学大臣の認証を受けた機関による評価 (認証評価) を受ける義務

第2項 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、**政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者**（以下「認証評価機関」という。）による**評価**（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。（以下略）

#### (3) 認証評価の実施方法

第4項 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、**大学評価基準**（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）**に従って行うものとする。**

4



## 認証評価とは（続き）：

- 国際化の時代の中で大学等の質保証システムの強化の必要性や、規制改革における「事前規制から事後チェックへ」との考え方を踏まえ、平成16年度にスタート。
- 大学等は7年以内ごと（専門職大学院は5年以内ごと）の評価実施の義務づけ。
- 大学は評価機関を選べるが、高専は本機構のみ。
- 平成30年度から高専は3巡目。現在、評価基準や評価方法等の見直し作業中。



## 質保証のしくみ

### ● 内部質保証

大学等が自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。  
（自己点検・評価＋それに基づく改善）

### ● 外部質保証（公的質保証）

- ・ 設置基準（最低限の基準による質保証）
- ・ 設置認可（質の事前規制）
- ・ 認証評価（質の事後確認）

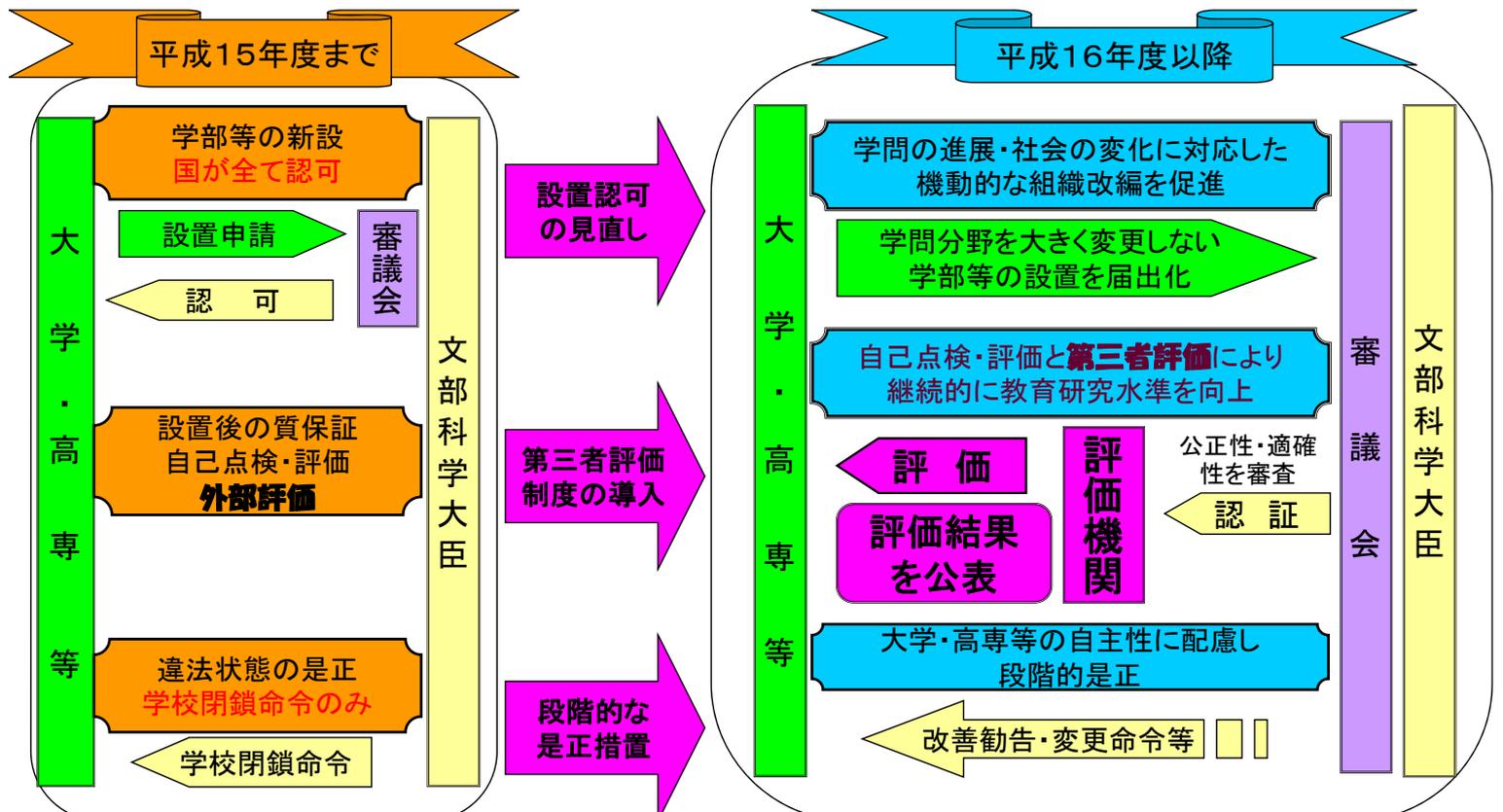
## ※ 認証評価における「自己評価」の位置付け

### ● 高専機関別認証評価等に関するQ&A(34) :

学校教育法第109条第1項にある（内部質保証としての）「自己点検及び評価」は、あくまでも各高専が法律の趣旨に沿って、自主的に継続して行うものであり、認証評価プロセスにおいて各高専が行う「自己評価」とは異なる。

ただし、「自己点検及び評価」の結果に基づいて認証評価の「自己評価」をまとめたり、逆に、認証評価の「自己評価」の方法や結果を「自己点検及び評価」に活用したりすることは可能。

## 大学教育・高専教育の質保証のシステム 認証評価





# 大学改革支援・学位授与機構が行う高等専門学校機関別認証評価（「評価実施大綱」）

- I 評価の目的
- II 評価の基本的な方針
- III 評価の実施体制等
- IV 評価基準の内容
- V 評価の実施方法
- VI 評価結果の公表



## I 評価の目的

- ① 機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、**高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。**
- ② 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、**各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること。**
- ③ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを**社会に示すことにより**、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。**

## II 評価の基本的な方針

1. 高等専門学校評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価

### 基本方針1 高等専門学校評価基準に基づく評価

機構が定める高等専門学校**評価基準に基づき**、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況（教育研究、組織運営、及び施設設備）について、**基準を満たしているかどうかの判断**を中心とした評価を実施する。



## 基本方針2 教育活動を中心とした評価

- 全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、**教育活動を中心として**高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施する。
- 認証評価とは別に、高等専門学校の**希望に応じて、「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」**についても、第三者評価を実施する。



## 基本方針3 高等専門学校の個性の伸長に資する評価

高等専門学校評価基準に基づいて評価が行われるが、その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して**各高等専門学校が有する「目的」**を踏まえて評価を実施する。

「目的」：高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等



## 基本方針4 自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた**高等専門学校**の主体的な取組を支援・促進するためのものである。
- これを実効あるものとして実現していくためには、機構の示す高等専門学校評価基準及び自己評価実施要項に基づき、**高等専門学校が自ら評価を行うことが重要**である。
- そこで機構の評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。



## 基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の活動状況等を適切に評価するために、高等専門学校の教員及びそれ以外の者で高等専門学校の教育研究活動に関して識見を有する者による**ピア・レビュー**を中心とした評価を実施する。

## 基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、**透明性の高い開かれた評価**を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた高等専門学校の意見を踏まえつつ、**常に評価システムの改善を図る**。

## III 評価の実施体制等

- **高等専門学校機関別認証評価委員会**  
国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**  
評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。  
対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。
- **運営小委員会**  
各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。

## 評価担当者に対する研修

- **機構の評価担当者**が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。
- **高等専門学校の自己評価担当者**に対し、機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施する。

## IV 評価基準の内容

- 高等専門学校評価基準は、**教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況**を評価するために、11の**基準**で構成されている。
- 11の**基準**は、**機構が高等専門学校として満たすことが必要だと考える内容**が規定されており、全ての高等専門学校を対象としている。
- 基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「**基本的な観点**」を設定している。なお、高等専門学校の目的に照らして、**独自の観点**を設定することができる。
- また、**希望する高等専門学校を対象として機構が独自に実施する選択的評価事項**を設けている。

## 評価基準の構成概要（1）

- **認証評価基準** ⇒ 基準 1 ～ 基準 11（必須）
- **選択的評価事項** ⇒ 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」  
 選択的評価事項 B 「正規課程の学生以外  
 に対する教育サービスの  
 の状況」

## 評価基準の構成概要（2）

基準 1	高等専門学校	の目的	—	<b>目的</b>
基準 2	教育組織	（実施体制）	}	<b>教育体制・活動・成果</b>
基準 3	教員及び教育支援者等			
基準 4	学生の受入			
基準 5	教育内容及び方法			
基準 6	教育の成果		}	<b>教育・学習サポート体制</b>
基準 7	学生支援等			
基準 8	施設・設備			
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム		—	<b>改善システム</b>
基準 10	財務		}	<b>機関全体の運営活動</b>
基準 11	管理運営			
選択的評価事項 A	研究活動の状況			
選択的評価事項 B	正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況			

## 基準ごとの構成 (「高等専門学校評価基準」)

### 基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1. 高等専門学校の目的 (高等専門学校の使命、 . . .
- 1-2. 目的が、学校の構成員に . . .

#### 趣旨

本評価においては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、高等専門学校に対してその学校の教育研究活動に関する目的の明示を求め、その内容を踏まえて評価を行います。 . . .

#### 基本的な観点

- 1-1-① 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、 . . . . .
- 1-2-① 目的が、学校の構成員に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。  
(独自の観点) . . . . .

## 基準・観点と評価 (基準を満たすか否かの判断手順)

- 各基準を満たしているか。 ⇔ 基準毎に観点の状況を総合的に判断する。
- 基準 1 ~ 基準11の全てを満たしている。 ⇔ 当該高等専門学校は高等専門学校評価基準を満たしている。
- 基準 1 ~ 基準11の一つでも満たしていない。 ⇔ 当該高等専門学校は高等専門学校評価基準を満たしていない。 → 「追評価」

## V 評価の実施方法

### (1) 評価プロセスの概要

- ① 高等専門学校による自己評価（「自己評価実施要項」）
- ② 機構における評価
  - 1) 11の基準ごとに、自己評価を踏まえ、高等専門学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。  
また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理します。
  - 2) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。（「改善を要する点」及び「優れた点」の指摘）

### (2) 評価方法

評価は、各評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施。書面調査及び訪問調査は、別に定める「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」に基づき実施。これらの調査、分析結果を基に、各評価部会は評価結果（原案）を作成します。

### (3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価委員会は評価結果（原案）を審議し、評価結果（案）として取りまとめた後、対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、この意見の審議等を経て評価結果を確定します。

## VI 評価結果の公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表。
- (2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、対象高等専門学校及びその設置者に提供。  
また、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表。  
2巡目から評価結果の概要を当機構の責任において英訳し、ウェブサイトにおいて公表している。
- (3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、高等専門学校から提出された自己評価書を機構のウェブサイトへ掲載。

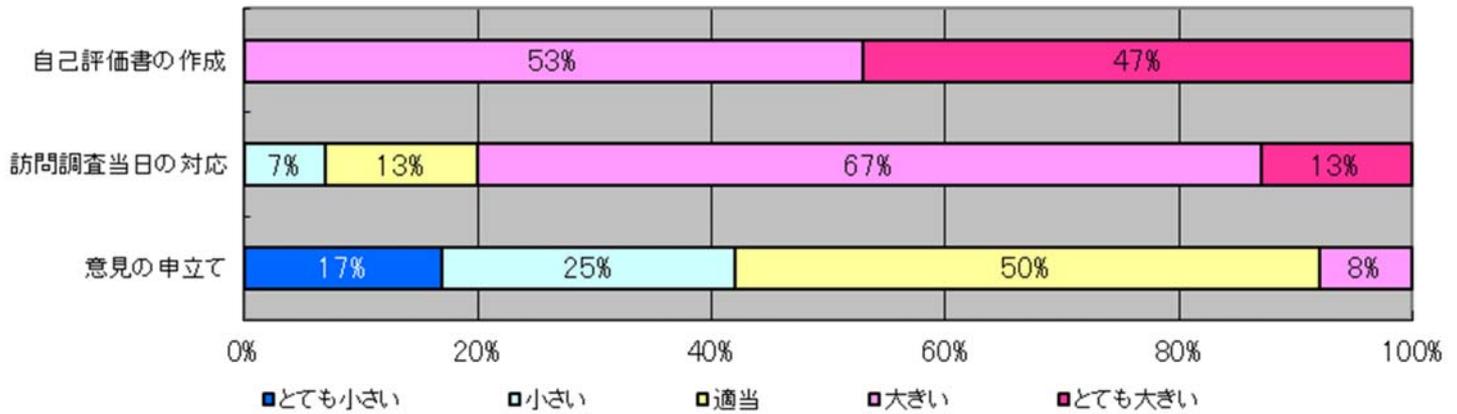
27

### 機構が行う認証評価における質保証

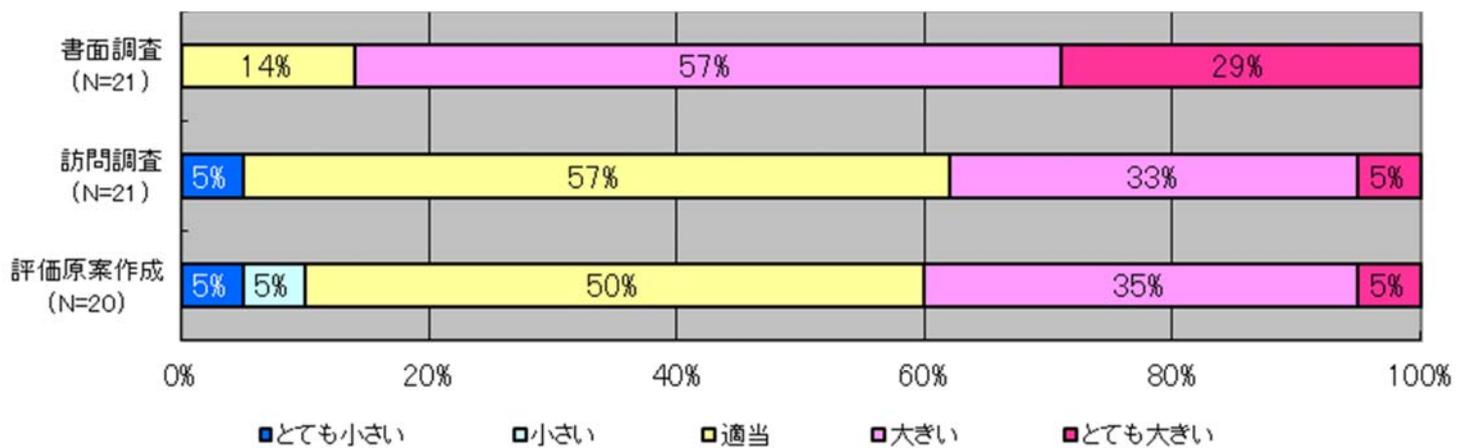
- 設定されている目的の質保証 (基準 1)
- 目的を達成する仕組みとしての教育活動等の質保証 (基準 2、3、4、5、7、8、10、11)
- 目的 (特に達成目標) の達成状況による質保証 (基準 6)
- 教育の質向上への取組の質保証 (基準 9)

28

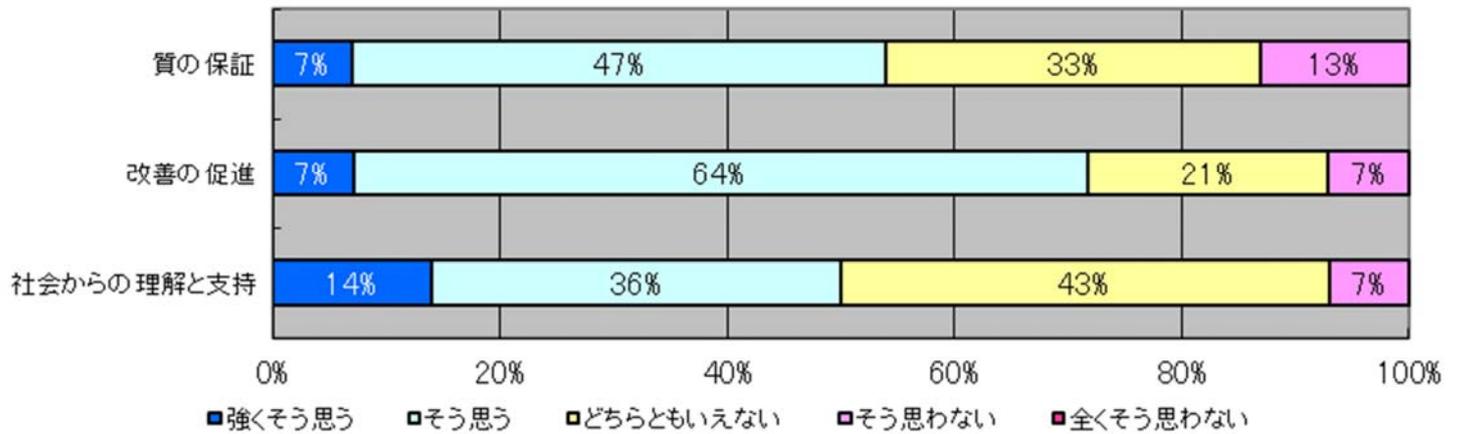
(参考) 平成26年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書(平成28年3月) 抜粋



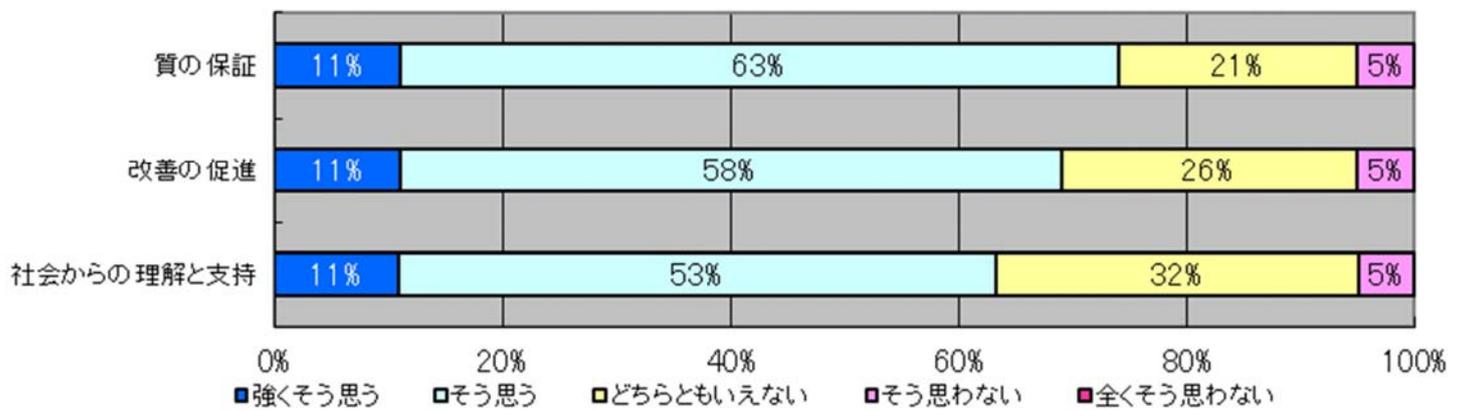
(a) 【対象校】 評価に費やした作業量 (N=15)



(b) 【評価担当者】 評価に費やした作業量



(a) 【対象校】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力) (N=15)



(b) 【評価担当者】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力) (N=19)

## 平成28年3月31日に公布された 認証評価に関わる省令改正等

### ①三つの方針関連

- 学校教育法施行規則第165条の2  
(平成29年4月1日から施行)
- 学校教育法施行規則第172条の2  
(平成29年4月1日から施行)

### ②スタッフ・ディベロップメント (SD) 関連

- 高等専門学校設置基準第10条の2  
(平成29年4月1日から施行)

### ③認証評価の基準項目の追加関連

- 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(「細目省令」)第1条、第2条  
(平成30年4月1日から施行)

## 平成29年度実施の認証評価への影響 その1

### ①三つの方針関連

#### 三つの方針について

#### 1 卒業の認定に関する方針等の策定

- (1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針(大学院にあっては、ウの方針に限る。)を定めるものとする。  
(第165条の2第1項関係)

ア 卒業の認定に関する方針

イ 教育課程の編成及び実施に関する方針

ウ 入学者の受入れに関する方針

- (2) (1)のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。  
(同条第2項関係)

#### 2 卒業の認定に関する方針等の公表

大学は、1の(1)により定める方針を公表するものとする。

(第172条の2第1項第1号関係)

※ 第165条、第172条の2の規定は、高等専門学校に準用する。(第179条関係)



	平成28年まで	平成29年以降
卒業認定の方針	法令上の策定・公表の義務はなかった。	学校教育法施行規則の改正により、策定・公表の義務化。
教育課程の編成・実施の方針	同上。	同上。
入学者受入れの方針	学校教育法施行規則の公表義務で公表が義務づけられている。	条文の整理はされているが、趣旨はこれまでと同じ。「ガイドライン」によって具体化されている ⇒機構としては、既に策定・公表を求めている。
上記三つの方針についての一体的策定について	ガイドラインはなかった。	学校教育法施行規則：教育課程の編成・実施方針を定めるに当たっては卒業の認定に関する方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。（とくに、卒業認定、学位授与の方針が基礎となることが明示された。） <b>ガイドライン</b> ：一体的作成を奨励。 平成30年4月1日から、認証評価において三つの方針に関する評価が義務化される。



## 平成29年度実施の認証評価への影響 その2

### ②スタッフ・ディベロップメント（SD）関連

#### SDについて

- 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第17条の4に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。  
(高等専門学校設置基準10条2)
- 観点3-3-①、9-2-②に影響

### ③認証評価基準の項目追加関連

## 内部質保証システム

- 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 によって認証評価機関が定める評価基準が追加(平成30年4月1日から施行)

#### (1) 大学評価基準における共通項目の充実

認証評価機関が定める評価基準(以下「大学評価基準」という。)に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

ア 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事。(第1号へ関係)

イ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下内部質保証」という。)に関する事。(第1号へ関係)

#### (2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関する事については、重点的に認証評価を行うものとする。(第2号へ関係)

内部質保証(大学改革支援・学位授与機構編『用語集』から引用)

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。教育の内部質保証とは、大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。それぞれの教育課程の編成・実施に責任をもつ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学生が身に付けるべき能力や課程における学習成果等を分析・評価して改善に活かすとともに、大学等が各教育課程におけるこうした取組を把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、およびそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する。